

議案第17号

小田原市公設地方卸売市場条例の一部を改正する条例

小田原市公設地方卸売市場条例（昭和47年小田原市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第35条の2の次に次の1条を加える。

（開設者による食品等持続的供給法に係る公表）

第35条の3 市長は、次に掲げる事項を公表しなければならない。

- (1) 取扱品目のうち食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号。以下この条において「食品等持続的供給法」という。）第42条第1項に規定する指定飲食料品等に該当するもの
- (2) 前号に規定するものに係る食品等持続的供給法第42条第1項第1号に規定する指標
- (3) 食品等持続的供給法第36条各号に掲げる措置の内容

第60条の2中「、第35条及び第35条の2」を「及び第35条から第35条の3まで」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年2月16日提出

小田原市長 加藤憲一

（理由）

卸売市場法等が一部改正され、地方卸売市場の認定要件に市場で取り扱う指定飲食料品等の公表等に係る事項が追加されることに伴い、これに応じた措置を講ずるため提案するものであります。